

令和9年度以降の「県民健康調査」15歳以下の健康診査について（案）

令和7年11月20日
「県民健康調査」検討委員会

「県民健康調査」健康診査については、避難区域等に居住していた県民の健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげることを目的としている。

令和3年7月26日に開催した第42回「県民健康調査」検討委員会において、15歳以下の健康診査の今後の方向性については、「健康診査の結果から放射線の直接的な影響について確認されていないことや2026年度には震災当時生まれた方が16歳以上の健康診査に移行することから、15歳以下の健康診査については、今後の調査結果を踏まえ、実施方法等について検討すること。」とされた。

このため、これまでの結果報告や議論内容を踏まえ、2027（令和9）年度以降の15歳以下の健康診査の取扱いについて、以下のとおり本委員会としての見解を示す。

1 15歳以下の健康診査結果の概要について

健康診査は、受診者の方の利便性を考慮して実施体制を構築しており、15歳以下に対しては、県内外の指定医療機関において実施している。また、検査項目についても、法令に基づく健康診断等では通常実施していない血液検査を追加している。

この健康診査において避難区域等の子どもの健康状態を把握することにより、避難による身体活動量の低下及び食生活の変化が体重・肥満の増加に影響している可能性や避難生活が危険因子と考えられる疾患が明らかになった。

（1）放射線の直接的な影響について

白血球数・白血球分画の結果から、放射線の直接的な影響については、確認されていない。

（2）避難等による影響について

震災後、避難による身体活動量の低下及び食生活の変化等により、肥満、高血圧、脂質異常、耐糖能異常、肝機能障害、高尿酸血症を呈する子どもが一定数存在することが示されたが、数年間の追跡調査により、肥満の増加は一時的なものであり、肥満や肝機能障害の割合に有意な影響がなかったこと及び糖代謝異常の改善が認められたものの、脂質異常については改善が遅れていることがわかった。

また、白血球数、ヘモグロビン値、血小板数において、わずかな増減は認められたが、全ての平均値はこれまで報告されている基準範囲内にあり、検査値の分布中央の95%区間もこれまでの基準範囲とほぼ同じであることがわかった。

2 15歳以下の健康診査の果たしてきた役割について

震災後にあつて15歳以下の子どもに対しても、既存の健康診断等で実施していない血液検査などの項目を追加して健康診査を実施する機会を提供することにより、大きな生活環境の変化に伴う健康状態の見守りを行ってきた。平成23年度から令和5年までの13年間に、県内及び県外の小児科専門医療機関の協力を得て、延べ84,789人が健康診査を受診した。

健康診査の個人結果通知書は、受診者一人ひとりに郵送するとともに、受診者と保護者には医療機関で医師から健診結果の説明を直接行ってきた。

また、令和4年度より、対象者へ送付する案内に健康診査の結果や肥満等の改善・予防のためのポイントなどをまとめたリーフレットを同封し、日頃の健康管理や健康診査を定期的に受診することの重要性を周知した。

3 令和9年度以降の15歳以下の健康診査の方向性について

(1) 健診事業のあり方について

15歳以下の健康診査の結果では、放射線の直接的な影響については確認されておらず、震災後、避難による身体活動量の低下及び食生活の変化等による健康影響は、数年後には一定の改善が見られたことがわかった。

また、令和8年度には、震災当時生まれた方（平成22年度生まれ）が16歳以上の健康診査に移行する。翌令和9年度には、これまで15歳以下の健康診査の対象（H23.3.11（H22年度）からH24.4.1（H23年度）までの対象地域に住民登録していた方）の最低年齢（平成23年度生まれ）も同様に、16歳以上の健康診査に移行する。（15歳以下の対象者が、震災後に生まれた方のみとなる。）

市町村、保育所、幼稚園、学校等においては、法令に基づく健康診断等（血算・血液生化学検査除く）が定期的に実施されており、健康管理を行う体制が維持されている。

以上のことから、「県民健康調査」における15歳以下の健康診査については、当初の目的の成果を得ることができたため、令和8年度の実施までとする。

(2) 子どもの健康の見守りについて

平成23年度までに生まれた方に対しては、16歳以上の健康診査において、引き続き健診機会を提供することにより、避難等による生活習慣がもたらす影響について見守りを継続し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげること。

平成24年度以降に生まれた方に対しては、法令に基づき市町村等により実施される健康診断等を通じて健康管理を行うとともに、これまでと同様、「こころの健康度・生活習慣調査」の対象者としてこころとからだの健康状態や生活習慣を把握し、必要に応じて電話支援等による見守りを行うこと。

15歳以下の健康診査の結果では、避難生活等の影響ではないものの、新型コロナウイルス感染拡大期において、肥満者の割合が平成23年度と同じかそれに近い値を示す年があり、また、福島県では、全県的に子どもの肥満の割合が高く改善すべき状況にある。今後は本調査により得られた知見を活用し、子どもの健康の維持・増進を図る取組についても推進することが望ましい。

4 15歳以下の健康診査に係る案内・周知等について

令和8年度の15歳以下の健康診査の対象となる方及びその保護者・医療機関・対象13市町村には、県や福島医大放射線医学県民健康管理センターのホームページ等で、これまでの本調査で得られた知見を発信するとともに、15歳以下の健康診査が令和8年度までであることを丁寧に説明し、理解を求めること。